

- *1 本書式を利用できるのは、同族会社等の判定に関する明細書に、各株主の株式数を記載している株式会社です。また、種類株式発行会社も本書式を利用できません。
- *2 株主の氏名・名称の欄には、明細書に記載したものと同一名称を記載してください。この記載が一致しない場合には、本書式は利用できません。
- *3 記載していただいた株主の議決権数の割合の合計が3分の2に達しない場合には、本書式を利用することはできません。
- *4 明細書に記載された株主の合計が3分の2に達する場合であっても、同族関係者の保有する株式を合計して記載するため、議決権割合の合計が3分の2に達するまでの間に、明細書に記載されていない他の株主があるときには、本書式は利用できません。
- *5 明細書に議決権の記載をしている場合であっても、必ず証明書にも議決権数を記載してください。
- *6 同族判定の明細書の写しと証明書とを合わせてとじたものも提出してください。